

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第8回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

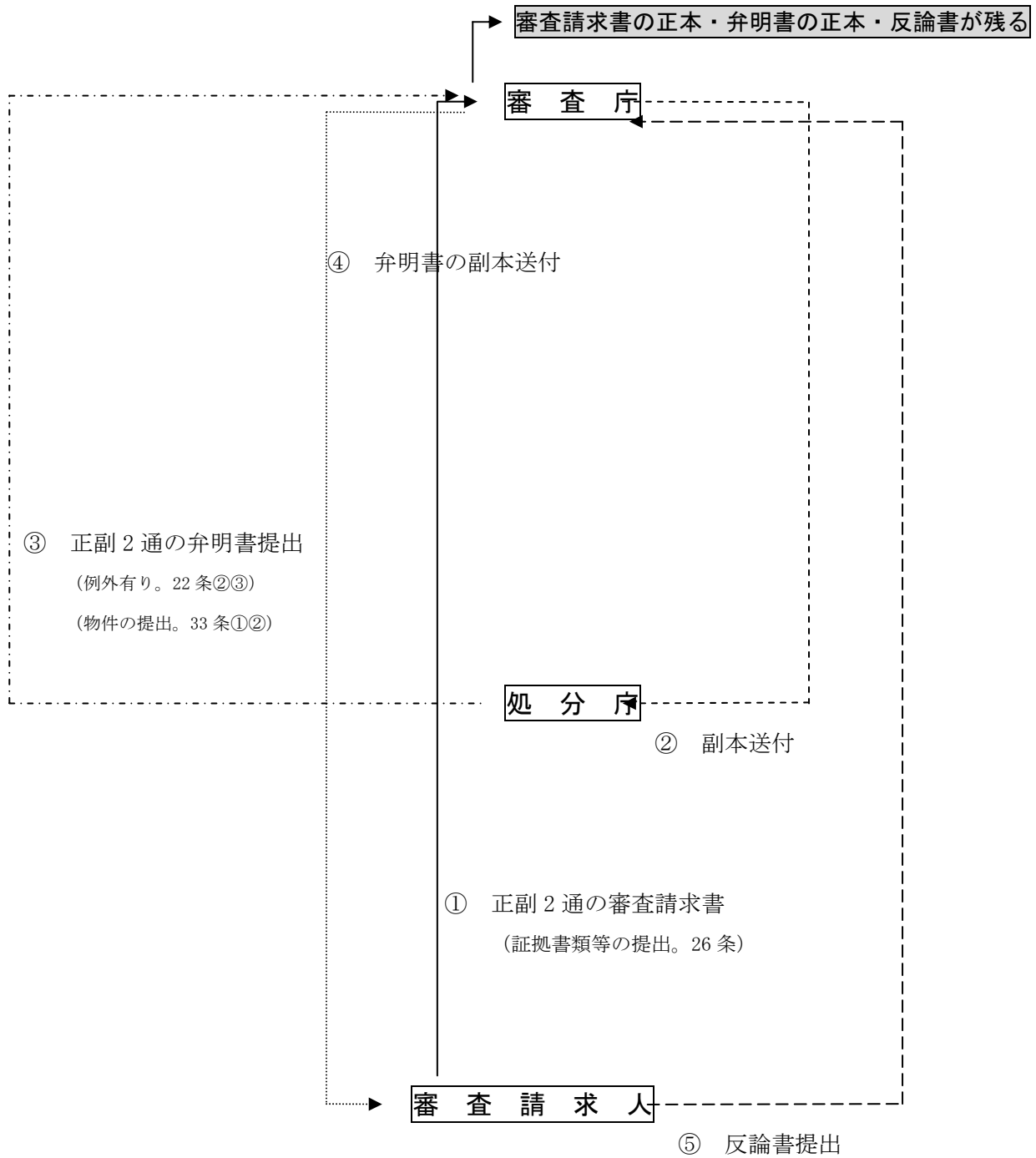
上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

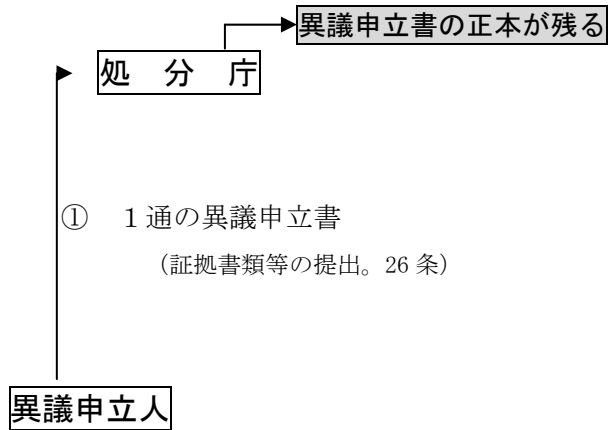
6 審理手続

2. 審理の過程

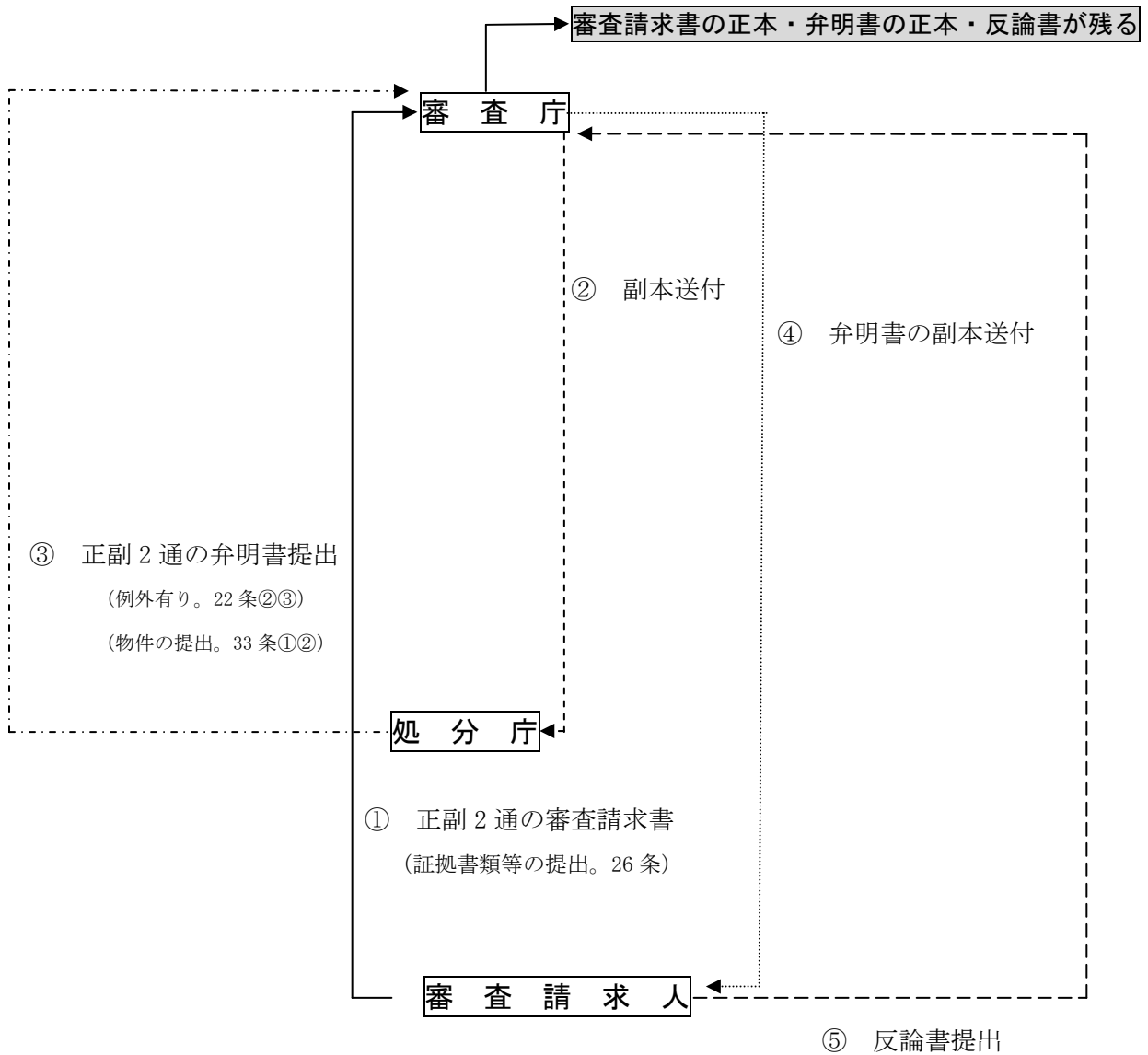
《処分に対する審査請求の場合》



《処分に対する異議申立ての場合》



《不作為に対する審査請求》



5. 証拠調べ

行政不服審査においては**職権探知主義**が採用され、行政事件訴訟においては**弁論主義**が採用されている。

職権探知主義とは、「事実」や「証拠」を審査庁（裁判所）が探し出してくる事。

弁論主義とは、「事実」と「証拠」の収集・提出する権能と責任が当事者にある事。

(1) 原則 職権探知主義

行政不服審査においては、**職権探知主義**が採用されている。

具体的には（27条）参考人に事実の陳述を求める

参考人に事実の鑑定を求める

（28条）証拠物権の提出を求める

（29条）検証を行う

（30条）審尋ができる

これらは全部、審査庁が職権でできる。

(2) 例外 当事者主義的要素もある

上記の（27条）（28条）（29条）（30条）は、審査庁は職権で行われるしまた審査請求人・参加人は「やってくれ」と、申立てもできる。

さらに審査請求人・参加人は

（26条）証拠書類の提出権

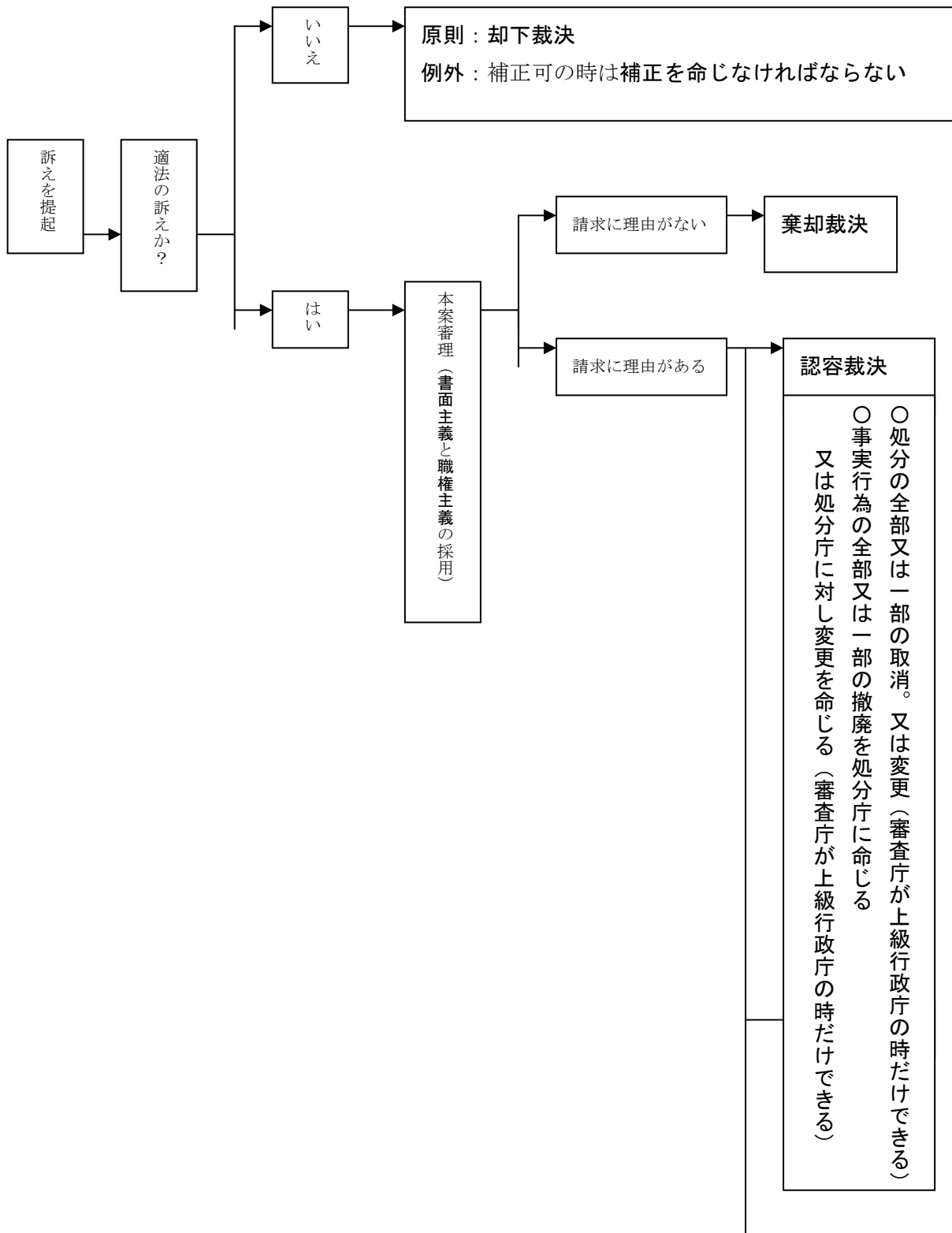
（29条②）検証への立会い権

（32条②）処分庁が提出した証拠の閲覧権

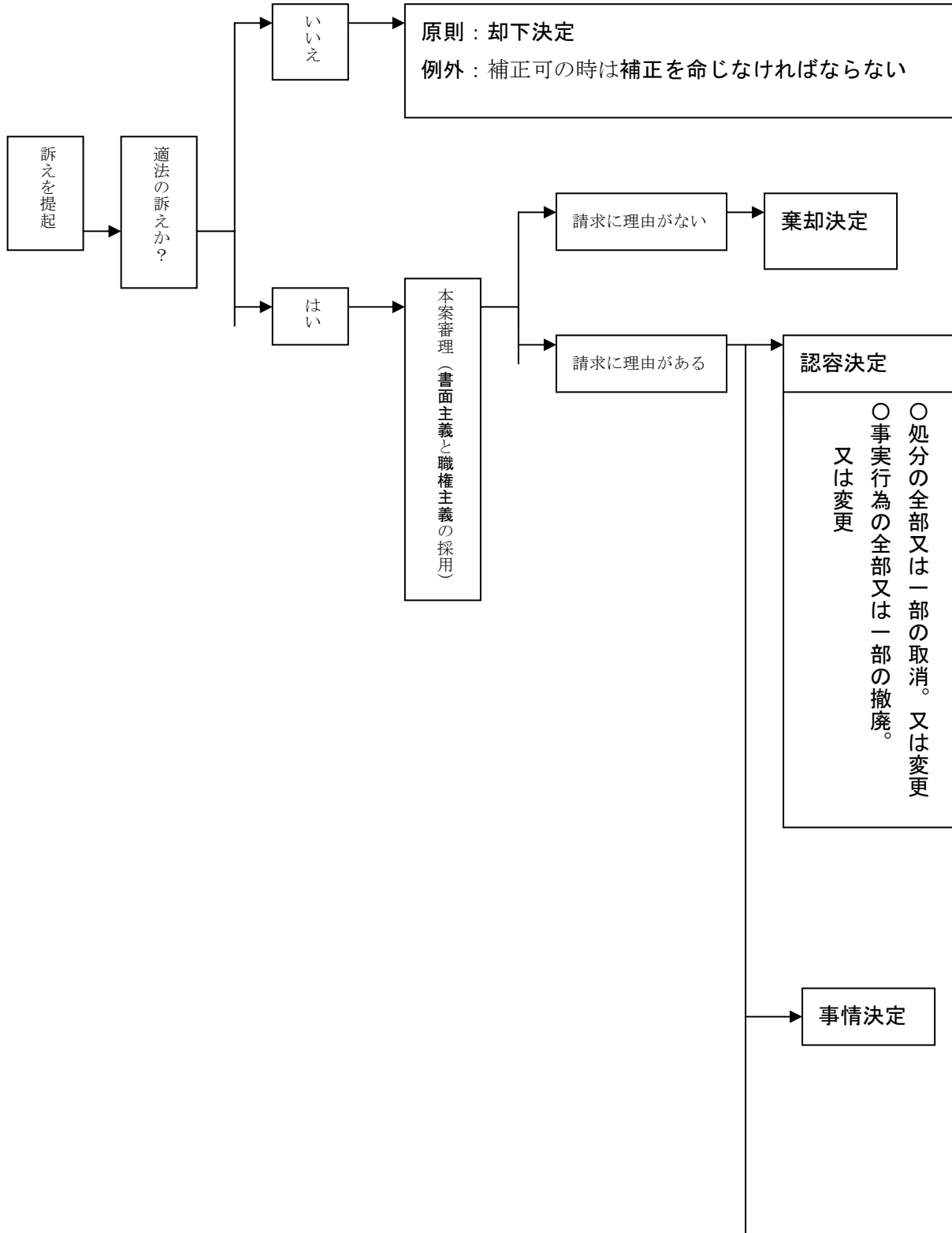
が認められている。

8 裁決および決定

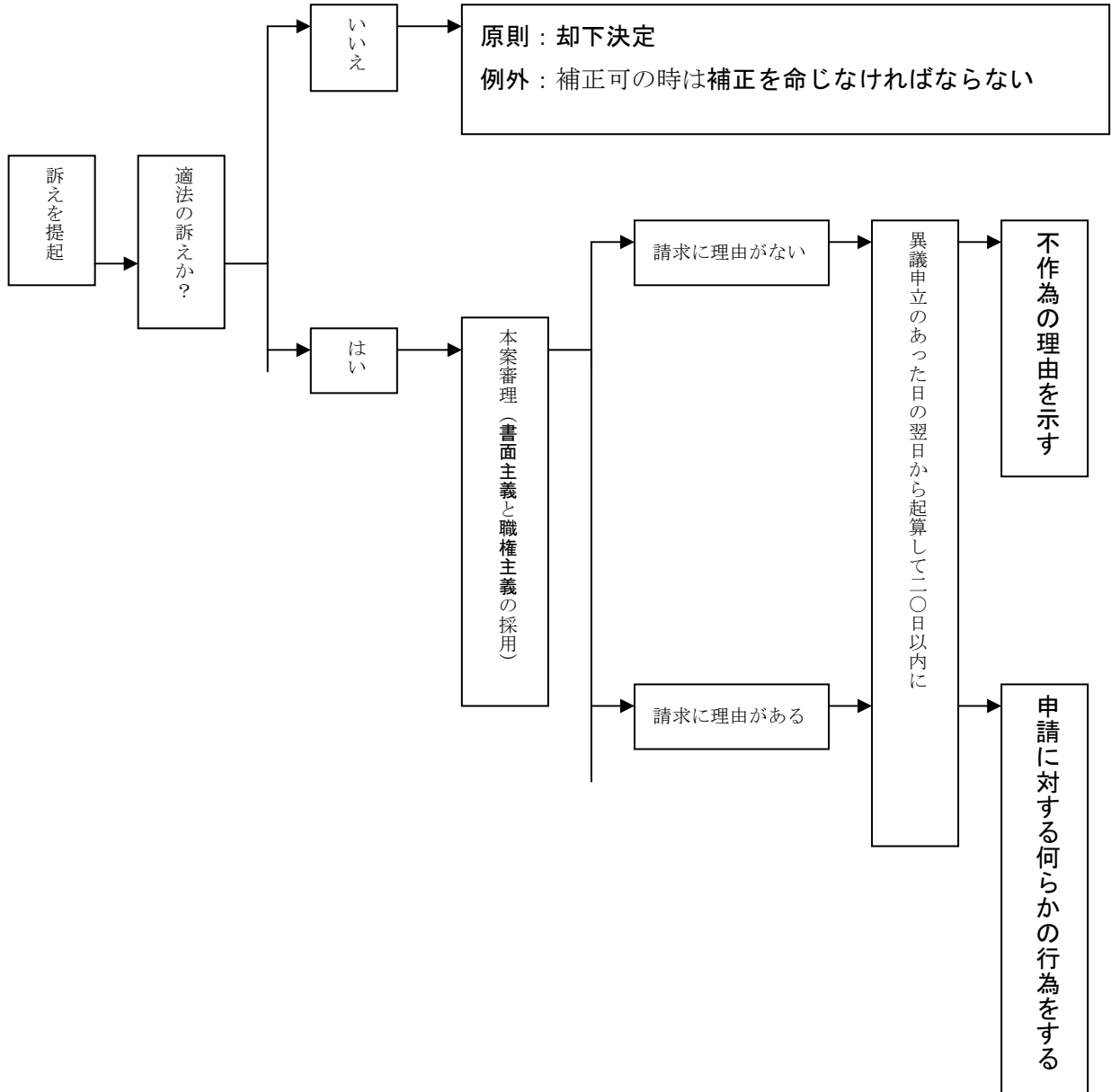
《処分に対する審査請求・再審査請求の場合》



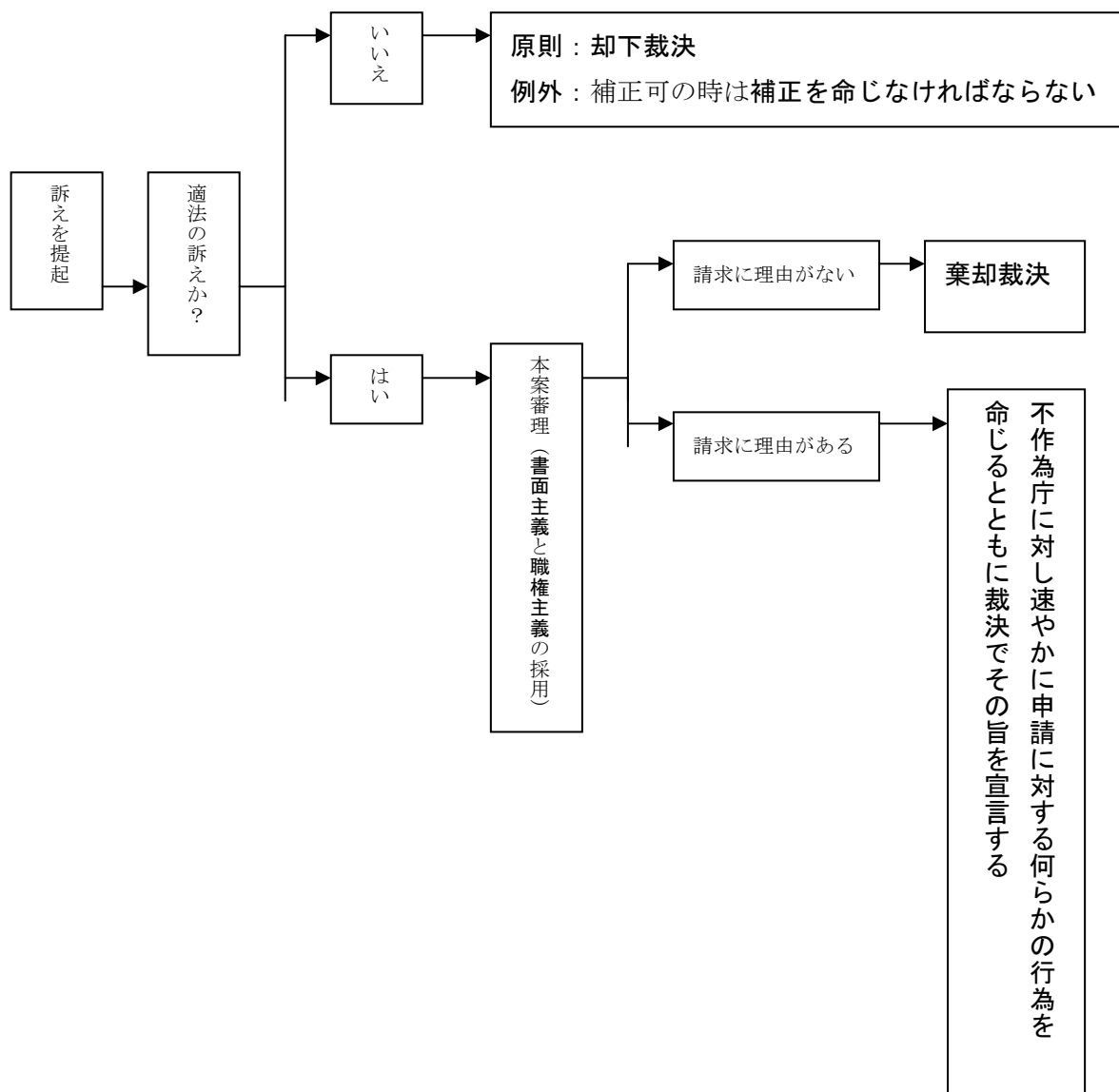
《処分に対する異議申立の場合》



《不作為に対する異議申立の場合》



《不作為に対する審査請求の場合》



8 裁決及び決定

5. 裁決・決定の効力

(1) 行政行為としての効力

(最判 S30.12.26) 公定力と不可変更力

農地委員会が先にした裁決を自ら取消すことは、不可変更力違反といえるが、裁決自体は独立した行政行為であるので、その違法が重大かつ明白の場合を除いては当然に無効となるものではない。

7 仮の権利保護手続

1. 執行不停止の原則と例外

原則：不服申立てがあっても

- 処分の効力は、停止しない。
- 処分の執行は、停止しない。
- 手続きの続行は、停止しない。

これを**執行不停止の原則**という。

例外：以下の3つ時には**執行は停止する**。

但し、「処分の効力の停止」は、「処分の効力の停止」以外の措置によっては目的を達する事が出来ない場合にしかできない。

(1) 審査庁が上級行政庁だった時

- ・ 不服申立人の申し立て + 必要があると認める時
- 又は
- ・ 職権 + 必要があると認める時

↓ 次の事が出来る

- ・ ○処分の効力 ○処分の執行 ○手続きの続行 の全部又は一部が停止することができる
- ・ その他の措置をすることができる（上級行政庁には処分庁に対して監督権があるので）

(2) 審査庁が第三者機関だった時

- ・ 不服申立人の申し立て + 必要があると認める時 + 処分庁に意見聴取

↓ 次の事が出来る

- ・ ○処分の効力 ○処分の執行 ○手続きの続行 の全部又は一部が停止することができる

（その他の措置はできない←第三者機関には処分庁に対する監督権がないからだよん）

(3) 審査庁による執行停止（義務）

- ・ 不服申立人の申し立て + 緊急の必要がある時は執行停止が**義務付けられてる**

但し例外もある（執行停止しなくてもよい場合）

- ① 公共の福祉に重大な影響を及ぼす恐れがある時
- ② 処分の執行・手続きの続行が出来なくなる恐れがあるとき
- ③ 不服申立人の申し立てに理由がないと思える時

3. 執行停止の取消し

審査庁は執行を停止した後でも

- ・ 執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす
- ・ 手続きの続行が不可能

・事情が変更した

時は、執行停止を取り消す事が出来る

けんちゃんの用語チェック

- 「処分の効力の停止」とは、強制執行を伴わない処分であって後続処分のない処分の停止の事。
例えば、許認可等の拒否処分の停止や公務員の免職処分の停止の事
- 「処分の執行の停止」とは、強制執行の停止の事
- 「手続きの続行の停止」とは、不服申立や取消訴訟の対象となる処分の後に一連の処分や手続きが予定されている時に、それを止める事。
例えば、「課税処分」の取消しを求める時には「滞納処分」が手続きの続行にあたる。

9 教示

2. 教示の種類と内容

(1) 必要的教示

不服申立てができる処分をする時は、行政庁は処分の相手方に

- ① 不服申立てができる事
- ② 不服申立てをする行政庁
- ③ 不服申立てできる期間

を、原則：書面で教示。

例外：口頭で処分する時は口頭でもよい

(2) 請求による教示

利害関係人から教示を求められたら

原則：口頭

例外：求められたら書面

で、しないかん

(3) 適用除外

地方公共団体が固有の資格において処分の相手方になる時は教示の規定は適用されない。

地方競馬など

3. 教示をしなかった場合

行政庁が教示をしなかった時は、どこの行政庁に不服申立てをしていいのか解らないわけだからその処分をした行政庁に不服申立書を提出できる

4. 誤った教示をした場合

(1) 不服申立先の行政庁を誤って教示した場合

- ① 審査請求ができる時に間違った審査庁を教えた時
誤って審査請求書の提出を受けた行政庁は

速やかに、審査請求書を処分庁または審査庁に送付しかつ審査請求人に通知

② 審査請求できるのに異議申立てできると教えた時

速やかに、異議申立書又は異議申立録取書を審査庁に送付しかつ異議申立人に通知

↓

送付された時は 始めっから審査庁に審査請求があったものとみなされる

- ③
- ・ 異議申立しないかんのに審査請求できると教えた時
 - ・ 異議申立ても審査請求もできるのに間違った審査庁を教えた時

誤って審査請求書の提出を受けた行政庁は

速やかに、審査請求書を処分庁に送付しかつ審査請求人に通知

↓

送付された時は 始めっから処分庁に異議申立てがあったものとみなされる